

## 手続きの流れ

# 成年後見制度の 申立て費用と報酬の助成

成年後見制度を利用する認知症高齢者や障がい者等で、裁判所への申立て費用や成年後見人等へ報酬を支払うことが経済的に困難な方に、申立て費用や報酬の一部または全部を助成します。

	申立て費用の助成	成年後見人等への報酬の助成
申請時期	後見開始の審判等の決定のあった日の翌日から起算して60日以内	報酬付与の審判決定後
助成対象となる費用	切手購入費用 収入印紙購入費用 診断書作成費用 鑑定費用	家庭裁判所が審判した成年後見人等の報酬 ※上限額：成年被後見人等が施設入所の場合月額18,000円、その他の場合月額28,000円。 ※後見人等が親族である場合は対象外。
対象となる方	次の(1)(2)のいずれにも該当する方 (1) 介護保険サービス若しくは障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者 (2) 次のいずれかに該当する成年被後見人等とする。 ア 生活保護法による被保護者又はこれに準ずる者。 イ 助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な者。	

※成年後見人等：成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

※成年被後見人等：成年被後見人、被保佐人、被補助人のことをいいます。

審判確定・成年後見制度の利用開始

申請（申立て費用の助成申請は、審判確定後60日以内）

【申立て費用の助成申請に必要な書類】

- ・申請書
- ・成年後見人等の決定を受けたことわかる書類（登記事項証明書、審判確定証明書等）
- ・収入状況のわかる書類（公的年金の源泉徴収票の写し、申告書の写し等）
- ・資産状況のわかる書類（財産目録の写し、預金通帳の写し、年金振込通知書または年金証書の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- ・申立て費用の支払い額を証明する書類（領収書の写しその他必要経費のわかる書類等）

【報酬の助成申請に必要な書類】

- ・申請書
- ・成年後見人等の決定を受けたことわかる書類（登記事項証明書、審判確定証明書等）
- ・報酬付与の審判決定書の写し
- ・収入状況のわかる書類（公的年金の源泉徴収票の写し、申告書の写し等）
- ・資産状況のわかる書類（財産目録の写し、預金通帳の写し、年金振込通知書または年金証書の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）

審査

提出いただいた書類をもとに、支給要件にあてはまるか、審査します。

助成の有無の決定・通知

助成の有無・金額について、審査結果を申請者に通知します。

助成金の請求

助成が決定したら、助成金の請求を行ってください。

助成金の支給

請求に基づき、申請者の口座に振り込みます。

※資産状況や生活状況等に变化があった場合は、再審査になります。

【上天草市役所の問い合わせ先】

65歳以上の認知症高齢者の方…高齢者ふれあい課 地域包括支援係  
0969-28-3378  
知的障害者・精神障害者の方…福祉課 障がい福祉係 0969-28-3373